



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年1月26日金曜日 第1830号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県資源循環促進税条例の施行期日を定める規則..... 117

告 示

- 新たに生じた土地の確認(今治市)..... 117
- 字の区域の変更(")..... 117
- 新たに生じた土地の確認(八幡浜市)..... 117
- 字の区域の変更(")..... 118
- 新たに生じた土地の確認(愛南町)..... 118
- 字の区域の変更(")..... 118
- 新たに生じた土地の確認(愛南町)..... 118
- 字の区域の変更(")..... 118
- 新たに生じた土地の確認(愛南町)..... 118
- 字の区域の変更(")..... 118
- 新たに生じた土地の確認(愛南町)..... 118
- 字の区域の変更(")..... 118
- 一部事務組合の規約の変更許可(4件)..... 119
- クリーニング業法による研修の指定..... 119
- クリーニング業法による講習の指定..... 119
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 120
- 土地改良区の定款変更の認可..... 120

- 収用及び使用の手續の開始..... 120
- 道路の区域変更(県道上尾峠久万線)..... 121
- 道路の区域変更(県道美山川内線)..... 121
- 道路の供用開始(県道小田河辺大洲線)..... 121
- 道路の供用開始(県道大洲野村線)..... 121
- 道路の供用開始(一般国道441号)..... 122
- 道路の区域変更(県道猿鳴平城線)..... 122
- 道路の供用開始(")..... 122
- 道路の位置の指定..... 122

公 告

一般県営住宅の入居者募集..... 122

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 123

西条地方局産業経済部..... 124

公 営 企 業 公 告

土地(建付地)の売払い(2件)..... 124

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示..... 126

消防設備士試験の実施に関する公示..... 127

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県資源循環促進税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成19年1月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県資源循環促進税条例の施行期日を定める規則

愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)の施行期日は、平成19年4月1日とする。

告 示

○愛媛県告示第111号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年1月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市伯方町木浦字東長崎甲841の1、字長崎甲4642の1及び甲4642の8並びに字瀬戸浜甲4520の14、甲4520の38、甲4520の39及び甲4520の42の地先	10,060.36

今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年1月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
伯方町木浦字東長崎	今治市伯方町木浦字東長崎甲841の1、字長崎甲4642の1及び甲4642の8並びに字瀬戸浜甲4520の14、甲4520の38、甲4520の39及び甲4520の42の地先公有水面埋立地	10,060.36

○愛媛県告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年1月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第112号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市大島字須ノ元2番耕地4の地先	143.95

○愛媛県告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
大島字須ノ元	八幡浜市大島字須ノ元2番耕地4の地先公有水面埋立地	143.95

○愛媛県告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町網代248の2、251の3、294の3、294の4及び350の2の地先	2,157.43

○愛媛県告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
網代	愛南町網代248の2、251の3、294の3、294の4及び350の2の地先公有水面埋立地	2,157.43

○愛媛県告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町御荘平山503の3、518から526まで及び526の2の地先	1,609.55

○愛媛県告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、

愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
御荘平山	愛南町御荘平山503の3、518から526まで及び526の2の地先公有水面埋立地	1,609.55

○愛媛県告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町外泊491の2、492及び493の地先	643.88

○愛媛県告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
外泊	愛南町外泊491の2、492及び493の地先公有水面埋立地	643.88

○愛媛県告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町鯖越291の2、300及び311の地先	4,437.14

○愛媛県告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成19年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面積 (平方メートル)
鯖越	愛南町鯖越291の2、300及び311の地先公有水面埋立地	4,437.14

○愛媛県告示第 123 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年 6月 7日に公布され、一部の規定を除き平成19年 4月 1日から施行されることに伴う所要の変更
- (2) 救急医療体制整備費の経費の分賦割合の変更

2 規約変更年月日

平成19年 4月 1日

3 規約変更許可年月日

平成19年 1月17日

○愛媛県告示第 124 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり八・西衛生事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年 6月 7日に公布され、一部の規定を除き平成19年 4月 1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年 4月 1日

3 規約変更許可年月日

平成19年 1月17日

○愛媛県告示第 125 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり大洲地区内子運動公園事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年 6月 7日に公布され、一部の規定を除き平成19年 4月 1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年 4月 1日

3 規約変更許可年月日

平成19年 1月17日

○愛媛県告示第 126 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり大洲市・内子町山林管理組合の規約の変更を許可した。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年 6月 7日に公布され、一部の規定を除き平成19年 4月 1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年 4月 1日

3 規約変更許可年月日

平成19年 1月18日

○愛媛県告示第 127 号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 研修の名称

クリーニング師研修

2 主催者

東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山 下 眞 臣

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成19年 3月18日（日）	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティーセンター

4 受講料

5,000円

○愛媛県告示第 128 号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 3 の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山 下 眞 臣

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成19年 3月25日(日)	松山市三番町 5 丁目13番 1 えひめ共済会館

4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第 129 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	毛 利 長 生	宇和島市高串 2 番耕地1581番地 1
"	柿木山 達 美	宇和島市光満甲1461番地 2
"	松 本 泰 宏	宇和島市光満甲1568番地
"	前 田 京 司 郎	宇和島市藤江1327番地
"	和 田 茂 完	宇和島市大浦甲225番地 7
"	岡 富 士 夫	宇和島市大浦甲740番地
"	松 廣 桂	宇和島市大浦甲2238番地
"	小田原 六 太 郎	宇和島市百之浦1281番地
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1
"	山 下 力 吉	宇和島市白浜276番地
"	山 下 良 治	宇和島市平浦1232番地 8
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	小 林 輝 彦	宇和島市三浦西1683番地
"	森 忠	宇和島市弁天町三丁目 8 番24号 Ocean Road 昇幸101号室
"	赤 松 南 海 男	宇和島市柿原甲131番地 1
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	水 田 利 幸	宇和島市大浦甲238番地 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 井 又 一 郎	宇和島市三浦西2372番地
"	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原甲636番地
"	松 本 泰 宏	宇和島市光満甲1568番地

"	西 蔭 眞 金	宇和島市高串 2 番耕地335番地
"	大 西 伸 彦	宇和島市高串 2 番耕地323番地 1
"	山 崎 為 治	宇和島市藤江837番地
"	葛 西 則 光	宇和島市大浦甲640番地
"	水 田 利 幸	宇和島市大浦甲238番地 5
"	松 広 光 善	宇和島市大浦甲2214番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	松 本 松 俊	宇和島市蛤272番地
"	見 谷 和 利	宇和島市百之浦1237番地
"	宮 本 喜 満	宇和島市本九島1815番地
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1
"	竹 田 源 太 郎	宇和島市保手二丁目 5 番22
"	岡 本 寛	宇和島市蕨463番地 2
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	小 林 輝 彦	宇和島市三浦西1683番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	広 沢 求	宇和島市百之浦1254番地

○愛媛県告示第 130 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第30条第 2 項の規定により、宇和島市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 131 号

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第34条の 3 の規定により、次のとおり収用及び使用の開始を告示する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事(宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで)及びこれに伴う附帯

工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

愛媛県宇和島市保田字落石、字七神、字西付、字大井手、字清水及び字福ノ森並びに寄松字三反田及び字井手口地内

(2) 使用の手続が開始される土地

愛媛県宇和島市保田字落石、字七神、字西付、字大井手及び字清水地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

愛媛県宇和島市役所

○愛媛県告示第 132 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲1435番 1 から 同町二名甲1196番 1 まで	旧	メートル 3 6 ~ 14 0 7 8 ~ 39 0	キロメートル 0 320 0 507	
			新	7 8 ~ 39 0	0 507	

○愛媛県告示第 133 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲5224番 3 から 同町直瀬甲4816番 4 まで	旧	メートル 4 5 ~ 14 0 8 0 ~ 23 0	キロメートル 0 068 0 140	
			新	8 0 ~ 23 0	0 140	

○愛媛県告示第 134 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町北平1225番 2	平成19年 1月26日

○愛媛県告示第 135 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良2141番から 同町蔵良2087番 3 まで	平成19年 1月26日

○愛媛県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	西予市野村町旭4番2から 同町旭31番2まで	平成19年1月26日
〃	〃	西予市野村町旭219番2から 同町旭255番2まで	〃

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦472番3から 同町中浦95番6まで	旧	メートル 4.3～18.2	キロメートル 0.157	
			新	10.5～24.8	0.155	

○愛媛県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦472番3から 同町中浦95番6まで	平成19年1月26日

○愛媛県告示第139号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

- 西予市宇和町上松葉 231番1
- 2 申請人の住所氏名
西予市宇和町野田 400番地6
有限会社丸万住宅 代表取締役 菊地 唯司
- 3 図面省略

公 告

○公 告

一般県営住宅の入居者募集について

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般県営住宅の入居者を次のとおり公募する。

平成19年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公募対象の建物概要

設置所在地名	団 地 名	構 造 別	型 別	床 面 積	募 集 戸 数 (特定目的住宅を含む。)
松山市朝日ヶ丘二丁目	朝美	高層耐火	1LDK	43.2㎡	4戸
			2LDK (車椅子用住宅)	76.3㎡	1戸
			3LDK	71.2㎡	9戸
備考 「特定目的住宅」とは、入居者又は同居親族に60歳以上の者がいる世帯、入居者又は同居親族に心身障害者がいる世帯、同居親族に18歳未満の児童が3名以上いる世帯及び入居者が配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである世帯を対象とする住宅をいう。					

2 家賃

条例第9条に規定する額。なお、家賃の外に共益費が必要である。

3 入居者の資格(次の事項(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第1項各号に掲げる者で知事が一般県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては(1)及び(3)、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては(3))を具備すること。)

- (1) その者の収入が条例第5条第1号に規定する金額を超えないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者(3箇月以内に結婚する者に限る。以下同じ。))を含む。)があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

4 申込受付期間

平成19年2月1日から9日まで

なお、抽せん日以後でも入居可能な場合は、順次申込みを受け付ける。

5 申込受付場所

松山地方局建設部建築指導課

6 申込みに必要な書類

- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 市町長の発行する平成17年分の所得証明書
- (3) 平成18年分の所得を証明する書類(源泉徴収票又は収支明細書)
- (4) 住民票の謄本
- (5) 婚姻の予約者については、双方の両親又は媒酌予定者による婚約証明書

7 入居の決定

抽せんにより決定する。

8 抽せんの日時及び場所

- (1) 日時
平成19年3月2日(金)午前9時30分
- (2) 場所
松山市北持田町132番地
松山地方局 7階大会議室

9 抽せんの方法

一般住宅と特定目的住宅とは、別に抽せんする。

10 入居時期

平成19年4月下旬頃

11 その他

特定目的住宅へ入居申込みをする者は、その旨を申し出て、対象世帯であることの確認を受けること。

監 査 公 表

同 玉井実雄
同 竹田祥一
同 白石友一

○公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年1月26日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成18年11月9日

(監査の結果)

公務中の警察車両による事故や警察車両運転者の不注意による自損事故が依然として多発しており、職員意識の高揚と事故防止対策の徹底に、より一層努められたい。

(措置の内容)

- 1 各種会議等における指導教養の実施
定例の幹部（所属長・次長）会議や警察署に対する総合監察、各種巡回指導の機会をとらえて、交通事故防止対策の徹底を指示している。また、年末年始の各種事故防止を目的として各所属に対する随時監察を実施し、その中で職員による交通事故防止について厳しく指導している。
- 2 職務倫理向上運動の実施
県警が組織を挙げて取り組んでいる職務倫理向上運動の一環として全職員を対象とした交通事故防止に関する小集団検討会を実施し、職員の安全運転に関する意識付けを図っている。
- 3 交通事故再発防止検討会の実施
平成18年上半年期における公用車事故（過失 100%）を惹起した対象職員を本部に招致し、事故原因や背景等を究明するとともに職責の自覚を促し、緊張感を持った運転を心掛けるよう厳しく指導し、交通安全意識の高揚を図っている。
- 4 基本的運転技術の向上方策
従来からの警察車両運転技能検定に加え、警察学校に職員を入学させ運転免許センターにおける車両運転実技や体験シミュレーター等による実践的教育を実施することにより、事故回避のための運転技術の向上に努めている。また、一定の事故惹起者に対しては、適性検査に

よる運転技能の実態把握や警察車両の運転技能検定の再検定を義務付けるなど、厳しく対応している。

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年 1月26日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西条地方局産業経済部	平成18年8月22日

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、監査を実施したところ、監査公表（平成18年10月27日付け公表第31号）で公表したもののほか、次の事項が認められた。

平成17年度県営基幹水利施設補修事業（平山第2地区）について、必要な手続きをとることなく、契約工期を越えて工事を継続し、工期内に工事が完成したように装って、工事代金を支払っていた。

今後は、関係法令を遵守し、事業執行の適正化に万全を期されたい。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 1月26日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
松山市樽味四丁目256番 1	宅 地	1,053.21㎡	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 2階建	728.90㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2794

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年 2月22日（木）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年 3月 5日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁第二別館 6 階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 1月26日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
松山市持田町二丁目234番 1	宅 地	1,402.06m ²	木造スレート葺平家建	421.79m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年2月16日(金)午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年2月28日(水)午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館6階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

雑 報

○ 公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成19年1月26日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 白 谷 祐 二

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受 付 期 間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
前 期	平成19年 6月10日(日) 開始時間 10時	4月9日(月)から 4月18日(水)まで 必着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1	郵送又は持参

後 期	平成19年 10月28日(日) 開始時間 10時	8月27日(月)から 9月10日(月)まで 必着	愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8:30~17:00
-----	--------------------------------	--------------------------------	--

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試験会場	所在地	摘要
甲種・乙種第1類 ～第6類・丙種 危険物取扱者試験	新居浜工業高等専門学校 松山工業高等学校 八幡浜工業高等学校	新居浜市八雲町7-1 松山市真砂町1 八幡浜市古町2-3-1	試験会場については、人数等の関係により、他の場所に変更することがあります。
乙種第4類(科目 免除なし)・丙種 危険物取扱者試験	東予高等学校 今治工業高等学校 吉田高等学校	西条市周布650 今治市河南町1-1-36 宇和島市吉田町北小路甲10	

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- 愛媛県民環境部管理局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局県民生活課
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。
平成19年1月26日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 白谷 祐二

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試験日	受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
平成19年8月19日(日) 開始時間 9時	6月27日(水)から 7月9日(月)まで 必着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8:30~17:00	郵送又は持参

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試験会場	所在地
甲種特類・甲種1類～5類 類・乙種1類～7類 消防設備士試験	愛媛県立松山工業高等学校	松山市真砂町1

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- 愛媛県民環境部管理局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局県民生活課
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部